

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月19日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

**新潟県教育委員会規則第10号**

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務の委任) <b>第1条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(3) (略) (3)の2 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)</u> 以外の市町村立学校(小、中学校を除く。)の設置、廃止並びに位置及び名称の変更を認可すること。 (4)～(22) (略)	(事務の委任) <b>第1条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(3) (略) (3)の2 市町村立学校(小、中学校を除く。)の設置、廃止並びに位置及び名称の変更を認可すること。 (4)～(22) (略)

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。